

アフタースクール事業 運営業務委託に関する質問と回答

No.	関係書類	頁	項目	質問	回答
1	募集要項	2	4 応募資格	応募に千葉市入札参加資格は必要でしょうか。契約保証金に影響するのみでしょうか。必要な場合、掲載日の期限をご教示ください。	応募の資格要件としては不要ですが、契約保証金の免除のためには必要です。 なお、本件委託の契約保証金免除のためには、9月17日までに入札参加資格申請を行い、11月1日に資格者名簿に登録されている必要があります（注1）。 注1) 契約保証金の免除要件は他にもありますので、詳細は応募要項8頁 11(5)契約保証金を確認してください。また、入札参加資格申請の詳細は下記URLで確認してください。 https://www.city.chiba.jp/zaiseikyoku/shisan/keiyaku/touroku_r0607zuiji.html
2	募集要項	4	8 応募書類の受付・選定方法 (4) 提出書類 カ	電子データに関して、CD-R等での提出となっておりますが、CD-R以外の場合、例えばUSBメモリでの提出は可能でしょうか。その際の注意点（パスワード設定など）があればご教示ください。	一般的な光学ドライブで読み込み可能な媒体で提出してください。パスワードの設定は不要です。
3	募集要項	6	10 業務委託料	年間委託料の設定についてR6年度とR7年度とで委託料の積算根拠が変更になったため、大きく金額が変わったと思われるのですが、変更点をご教示ください。	主な変更点は以下のとおりです。 ・人件費を今後5年間の賃金上昇率の予測を加味して変更 ・運営に必要な職員数の算定に使用する以下の数値を変更 全校児童数：委託期間開始年度の児童推計から委託期間5年間の児童推計の平均に変更 登録率：平均登録率から各校の実登録率に変更（新規開設校は平均登録率） 利用率：過去2年間の平均利用率を加味して変更
4	募集要項	7	10 業務委託料	放課後児童支援員等の処遇改善を実施する予定はありますでしょうか。また、実施の場合、見積に当該経費を含めるのか、学童職員のみ実施となるのかについてもご教示ください。	募集要項7頁に記載のとおり、処遇改善のために必要な経費は別途交付しますので、当該経費は委託料の見積には含めないでください（注2）。 なお、処遇改善事業は、地域連携担当職員以外のアフタースクールのスタッフ全てが対象となりますが、国の補助対象となる放課後児童健全育成事業の人件費部分のみに補助金を交付するため、アフタースクールにおける処遇改善事業の補助基準額は、全アフタースクールの登録児童の保護者就労率の平均（＝放課後児童健全育成事業の対象者の割合とみなす）を乗じた額としています。 例）保護者就労率の平均が89%（過去3年間の推移から算定した今後5年間の想定平均値）の場合の、月160時間を常勤職員の勤務時間とするアフタースクールにおける月額補助基準額 ・常勤職員 → 通常の補助基準額11,000円×89%＝9,790円 ・月60時間勤務した非常勤職員 → (60時間×89%)÷160時間＝0.33375(小数点以下第2位を四捨五入常勤0.3人分と換算) 通常の補助基準額11,000円×0.3人分＝3,300円 注2) 月給や時給を放課後児童健全事業のみ切り分けることは困難であるため、賃金全体について令和4年1月に比べ3%程度（月額9,000円程度）の改善を実施していただく必要があります。その経費のうち、保護者就労率の平均を乗ずることにより補助の対象外となる経費については、例外的に委託料の見積に含めることができます。（上記例の常勤職員の場合、11,000円-9,790円＝1,210円を見積に含めることができます。）
5	仕様書	3 4	6 委託業務の内容 ・(3) 体験プログラムの提供 (4) 継続プログラムの提供	体験プログラムや継続プログラムに、千葉市からプログラム内容の提案や事業者の紹介をしていただけるのかご教示ください。また、昨年度の「運営業務委託に関する質問と回答」No. 12に記載の「お手伝い」の範囲をご教示ください。	各プログラムの内容や継続プログラムの事業者については、応募者の提案によるものとします。また、「お手伝い」の内容については、昨年度のNo. 12回答欄に記載のとおり、市ボランティアセンターや公民館との連携、好事例の共有などです。
6	仕様書別紙1	1	1 委託場所及び想定する単位数等	昼の登録児童数(予想)が現状と大きく乖離している学校があるように思います。算出方法について、根拠をご教示ください。	No. 3回答欄に記載のとおり、登録率等の各種数値を変更しております。
7	仕様書別紙1	1	1 委託場所及び想定する単位数等	契約更新校について、R4年度とR7年度の夜間定員に差がある理由について、算出方法の違いもしくは居場所として利用できる施設に変更があるのかご教示ください。	専用棟を整備中の稲浜小学校以外、利用できる施設に変更はありません。R4年度は子どもルーム時代の定員を元にしておりましたが、実績を踏まえ改めて、国が基準とする児童1人あたりの面積を用いて算定し直したことにより差が生じたものです。